



川崎市

令和5年度 指定介護保険事業者新規セミナー

介護保険事業運営上の留意事項

令和6年2月



◆指導・監査について①



	目的	実施方法	効果
指導	利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設及び事業所の支援を基本として、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする	1.集団指導 2.運営指導 (実地検査) →状況に応じて 監査に切替	・制度の理解 ・不正の防止 ・高齢者虐待防止 ・身体的拘束等廃止
監査	指定基準違反や介護報酬の不正請求が疑われる場合において事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を探ることを目的とする	実地検査	介護保険給付の適正化

「指導」は、制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目指し、介護サービス事業者等の育成・支援を目的として行うもの



◆指導・監査について②

指導

- ・制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目指す
- ・介護サービス事業者等の育成・支援を目的として行う



- 事業所に義務を課したり権利を制限したりするような法律上の拘束力はない
- 事業所の自主的な協力を前提

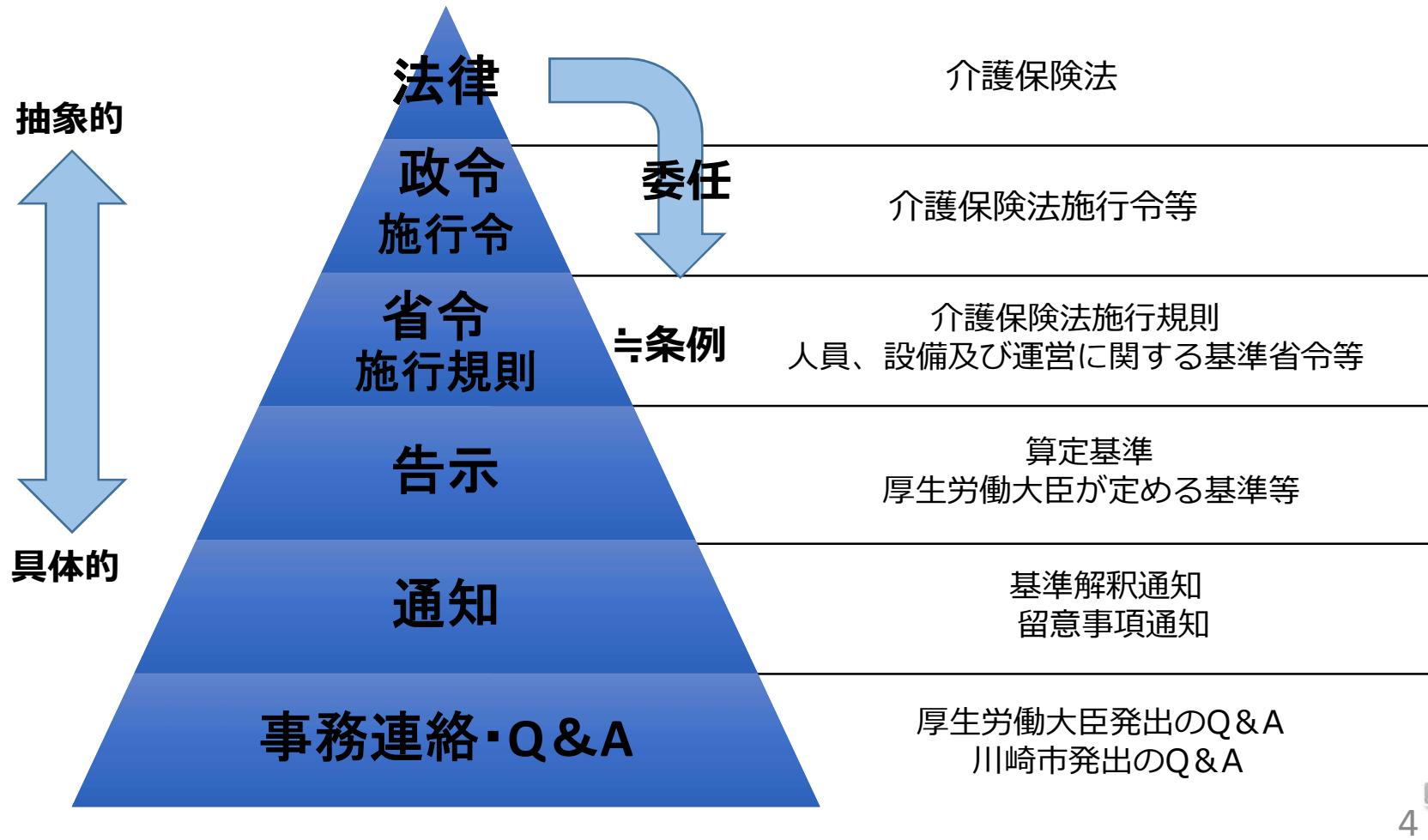
監査

- ・指定基準違反や介護報酬の不正請求が疑われる場合に実施
- ・事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を探る



- 従わない場合は、勧告や命令を行うことがある
- 勧告や命令にも従わないときは、指定の取消等の行政処分が行われることがある

◆介護保険法令等の関係性



◆条例と省令の関係性

注意

川崎市独自の基準があることに注意

指定居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営の基準等に関する省令
(基準省令)

①人員基準

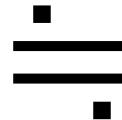
ex.職員の員数、資格要件等

②設備基準

ex.事業所の必要面積・設備等

③運営基準

ex.計画の作成、記録の整備等



川崎市指定居宅サービス等の
事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例(基準条例)

基準省令 +

川崎市
独自の基準



◆川崎市独自の基準①

運営規程について

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例)

第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

⋮

(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

⋮

(11) 個人情報の管理の方法

(12) 苦情への対応方法

(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応

記載例
あり

川崎市 独自基準

検索 



◆川崎市独自の基準②

記録の整備について

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例)

第42条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から**5年間**保存しなければならない。

(1) 通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

⋮

完結日の
考え方



◆法令等遵守のポイント①



●人員、設備及び運営

基準条例と基準省令は、ほとんどの内容が同じだが、
川崎市独自の基準があることに注意。

●介護報酬

介護報酬の請求にあたっては、厚生労働省が定める
告示を確認。

●共通

基準や報酬告示の補足・注意事項は、厚生労働省等の
通知やQ&Aを確認。



◆法令等遵守のポイント②

適正に介護事業所運営を行うためには、介護保険法令等の正しい理解が不可欠



日ごろから介護保険法令等を意識し、法令に沿った事業所運営が行われているか、**複数の目**で確認する。



基準違反や加算の要件を満たしていない場合には、
介護報酬を過誤調整（返還）しなければならない
場合があります。



◆法令等遵守のポイント③



基準はあくまで最低限度の基準！！

第1 基準の性格 (指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について)

基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な
最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常に
その事業の運営の向上に努めなければならない。



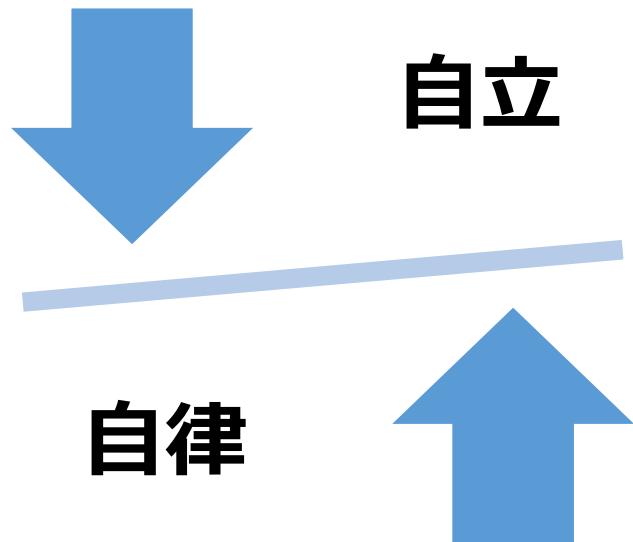
介護保険制度は、尊厳の保持と自立支援が前提

第1条 目的 (介護保険法)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、・・・



◆介護保険制度の自立概念（法第1条）



「自立」とは「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること。ひとりだち」

「自律」とは「自分の行為を主体的に規制すること。外部からの支配や制御から脱し、自身の立てた規範に従って行動すること。

身体的自立や精神的自立を中心に捉えたものであり、字義的には「自立」に加え、「自律」という用語の意味も含むものです

◆常に確認すべき基準等（参考）

●基準条例

- ・川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

等

●介護報酬関係告示

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・厚生労働大臣が定める基準
- ・厚生労働大臣が定める施設基準等

●国通知

- ・解釈通知
- ・留意事項通知

等

●Q & A

- ・国Q & A
- ・市Q & A

◆高齢者虐待防止について①

【高齢者虐待防止法※の趣旨】

第1条 【目的】

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第5条 【高齢者虐待の早期発見】

養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のあるものは、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

※高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律



◆高齢者虐待防止について②

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

◆高齢者虐待防止について③（5つの類型）

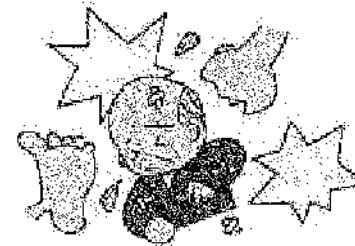
（1）身体的虐待（第2条第4項第1号イ）

【定義】身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【内容】暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為。

【具体例】

- ①たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ②ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える、
身体拘束・抑制をする等



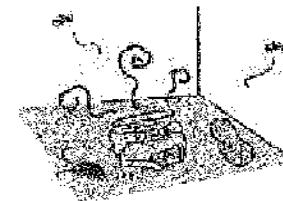
（2）介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）（第2条第4項第1号ロ）

【定義】高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による不、介護又は世話に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

【内容】意図的であるかを問わず、介護や生活の世話をやっている養護者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。

【具体例】

- ①入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている。
- ②水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡っていたり、脱水症状や栄養失調状態にある。
- ③室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ④高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない。
- ⑤同居人による「虐待と同様な行為」を放置する。等



(3) 心理的虐待 (第2条第4項第1号ハ)

【定義】高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【内容】魯莽や侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的、情緒的な苦痛を与えること

【具体例】

- ①排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で語りなどにより
高齢者に恥をかかせる
- ②怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ③侮辱を込めて、子孫へのよりに扱う
- ④高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等



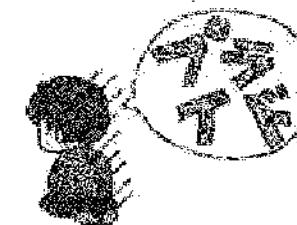
(4) 性的虐待 (第2条第4項第1号ニ)

【定義】高齢者にわいせつな行為をするとき又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

【内容】本人との間で合意がなされない、あるいはある形態の性的な
行為またはその脅迫

【具体例】

- ①排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ②キス、性器への接触、セックストを強要する 等



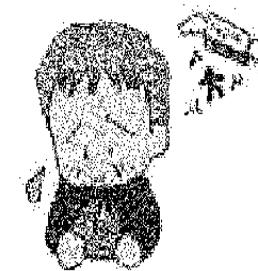
(5) 経済的虐待（第2条第4項第2号）

【定義】養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者が不正に財産上の利益を得ること

【内容】本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること

【具体例】

- ①日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ②本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ③年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等



※引用「川崎市高齢者虐待対応マニュアル」

◆高齢者虐待防止について④

組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、**その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組む**ことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日頃の業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。

◆高齢者虐待防止等のための措置（高齢者虐待防止法第20条）

研修の実施、サービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備 等

【参考】

- ◆川崎市ホームページ
「介護現場のための高齢者虐待防止教育システムについて」
- ◆神奈川県ホームページ
「高齢者虐待防止に関する資料・教材」

通報等による不利益取扱いの禁止

◆ 通報義務（高齢者虐待防止法第7条第1項及び21条第1項）

通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

◆ 守秘義務との関係（高齢者虐待防止法第21条第6項）

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません。

◆ 公益通報者保護（高齢者虐待防止法第21条第7項）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等を理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部でも法令違反が生じ、または生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たし公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

身体拘束ゼロへの 手引き

●高齢者ケアに関わるすべての人に●



厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

◆身体的拘束等の禁止について①



身体的拘束等がもたらす弊害

類型	弊害
身体的弊害	<ul style="list-style-type: none">・関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生・食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下・抑制具による窒息等の事故等
精神的弊害	<ul style="list-style-type: none">・意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒り等・家族への精神的ダメージ・安易な拘束が常態化することによる介護従事者の士気・対応スキルの低下
社会的弊害	<ul style="list-style-type: none">・介護保険事業所・施設等に対する社会的な不信、偏見

◆身体的拘束等の禁止について②

「身体拘束ゼロへの手引き」の具体例と同じでないから身体拘束ではない



➤本人の行動制限を目的とした対応は、身体的拘束等に該当します

家族から「身体拘束をしてほしい」と言われたのだから身体拘束をしてても問題はない



➤「緊急やむを得ない場合の3要件」を満たさなければ、身体的拘束等は行えません

◆身体的拘束等の禁止について③



緊急やむを得ない3つの要件

◆切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

◆非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

◆一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものである

+

身体的拘束等がもたらす弊害へのリスクとの比較検討



◆身体的拘束等の禁止について④



1. 利用者やその家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束時間、期間等について説明を行い十分な理解を得る
2. 拘束した時間、態様、その際の利用者の心身の状況等について記録する
3. 緊急やむを得ない場合に該当するかどうか、常に観察、再検討する



身体拘束を行わざるを得なかった原因の分析
その原因を除去するため必要なものの検討

➤ **身体拘束を必要としないケアの実現**



◆身体的拘束等の禁止について⑤ (身体拘束廃止未実施減算について)

次の（1）から（4）に示す内容のいずれか一つでも行っていない場合、減算対象サービスにおいては、入所者全員について所定単位数から減算されます。

【減算対象サービス】

（地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

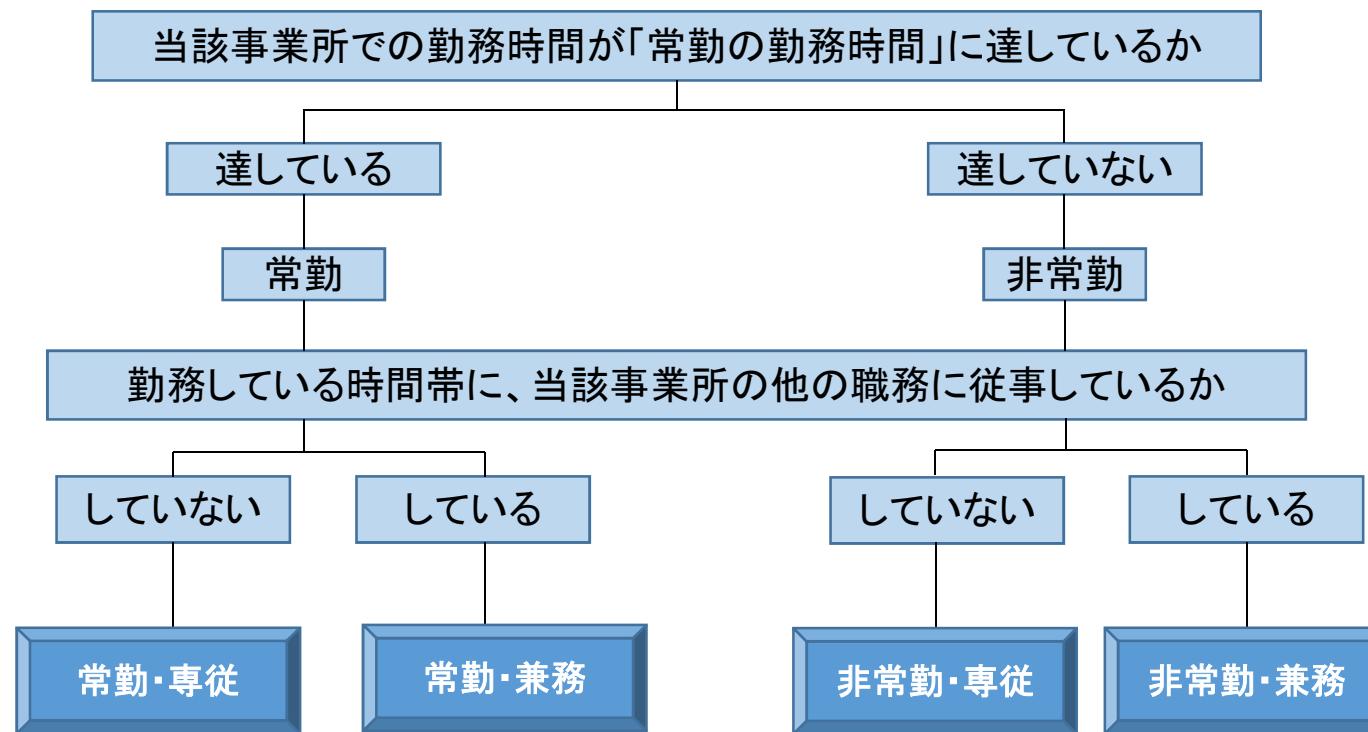
- （1）緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**すること。
- （2）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を3月に1回以上開催**するとともに、その結果について介護職員その他従事者に周知徹底を図ること。
- （3）身体的拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。
- （4）介護職員その他の従業者に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回及び新規採用時）に実施**すること。



◆常勤・非常勤、専従・兼務の定義

用語	定義
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること ※32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと
専従	当該事業所に勤務する時間帯において、 その職種以外の職務に従事しないこと
兼務	当該事業所に勤務する時間帯において、 その職種以外の職務に同時並行的に従事すること

◆常勤・非常勤、専従・兼務の考え方



◆常勤・非常勤、専従・兼務の組み合わせ

	専従	兼務
常勤	<p>①常勤かつ専従 常勤の従業者が勤務すべき時間に達している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合</p>	<p>②常勤かつ兼務 常勤の従業者が勤務すべき時間に達している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合</p>
非常勤	<p>③非常勤かつ専従 常勤以外の者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合</p>	<p>④非常勤かつ兼務 常勤以外の者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合</p>

◆人員基準に関する条文の考え方①

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに**専ら**その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。

ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

◆人員基準に関する条文の考え方②



「管理上支障がない場合」とは？

(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について)

- ①当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合
- ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所等がある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設においてサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があつても差し支えない。)

◆人員基準に関するポイント



- 雇用契約上の「正規・非正規」と介護保険上の「常勤・非常勤」は異なる。
- 育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者は、利用者の処遇に支障がない場合には、常勤の勤務すべき時間数を30時間にできる。
- 人員基準（告示）を読み解くにあたっては、「専ら」、「常勤」、「ただし」等の文言に注意する。

◆計画の作成・評価・見直し①



サービスの提供開始前までに、計画を作成していますか

- 計画とは

→理想と現実の差を埋める工程表

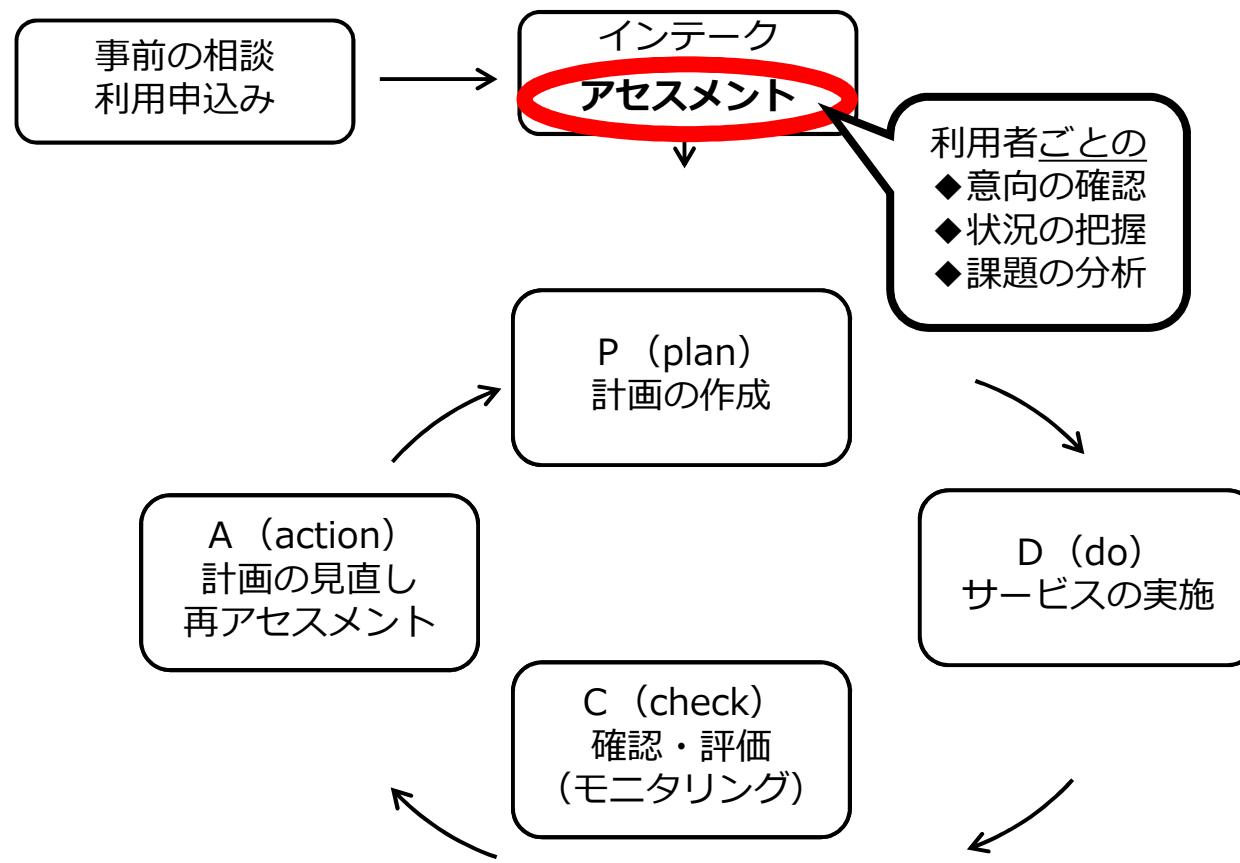
- 計画立案に求められる要件

1. 利用者のあるべき（又はなりたい）姿と現状との差異がきちんと分析されていること
2. 問題（1.の差異）解決のための課題が具体的な行動として表現されていること
3. 「いつ」「どこで」「だれが」「なにを」「なぜ」「どのように」が明確になっていること
4. 実行段階に応じて目標を測る指標が明確であること
5. 計画を実行に移す際の留意点、リスクが想定されていること

◆計画の作成・評価・見直し②



CHECK 利用者のA D L等により、計画の内容（目標）をパターン化し、同じ内容の計画になつていませんか



◆計画の作成・評価・見直し③



居宅サービス計画（ケアプラン）に「沿って」を全て同じように転記しなければいけないと思っていませんか

- 居宅サービス計画の目標と指定介護サービス事業者が作成する計画の目標との関係

(例) 訪問介護計画

訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

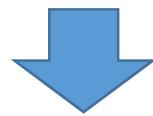
(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第25条第2項)

◆計画の作成・評価・見直し④

- 「沿って」とは
その方向性が定められた意図と合致していること



複数のサービスを提供することで1つの目標の達成を目指す場合は、各々のサービスごとに求められている目標を達成することで、居宅サービス計画の目標が達成される



各々のサービス事業者は、目標と現在地の距離の差を測り、そのギャップを埋めるための段階的なゴールとなる目標を設定する

◆サービスの提供の記録①



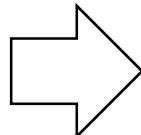
提供した日時、サービス内容、利用者的心身の状況等を記録に残していますか

サービス提供の記録

【記載すべき事項の例】

- ①提供日
- ②提供開始時間及び終了時間
- ③提供したサービスの内容
- ④利用者的心身の状況

等

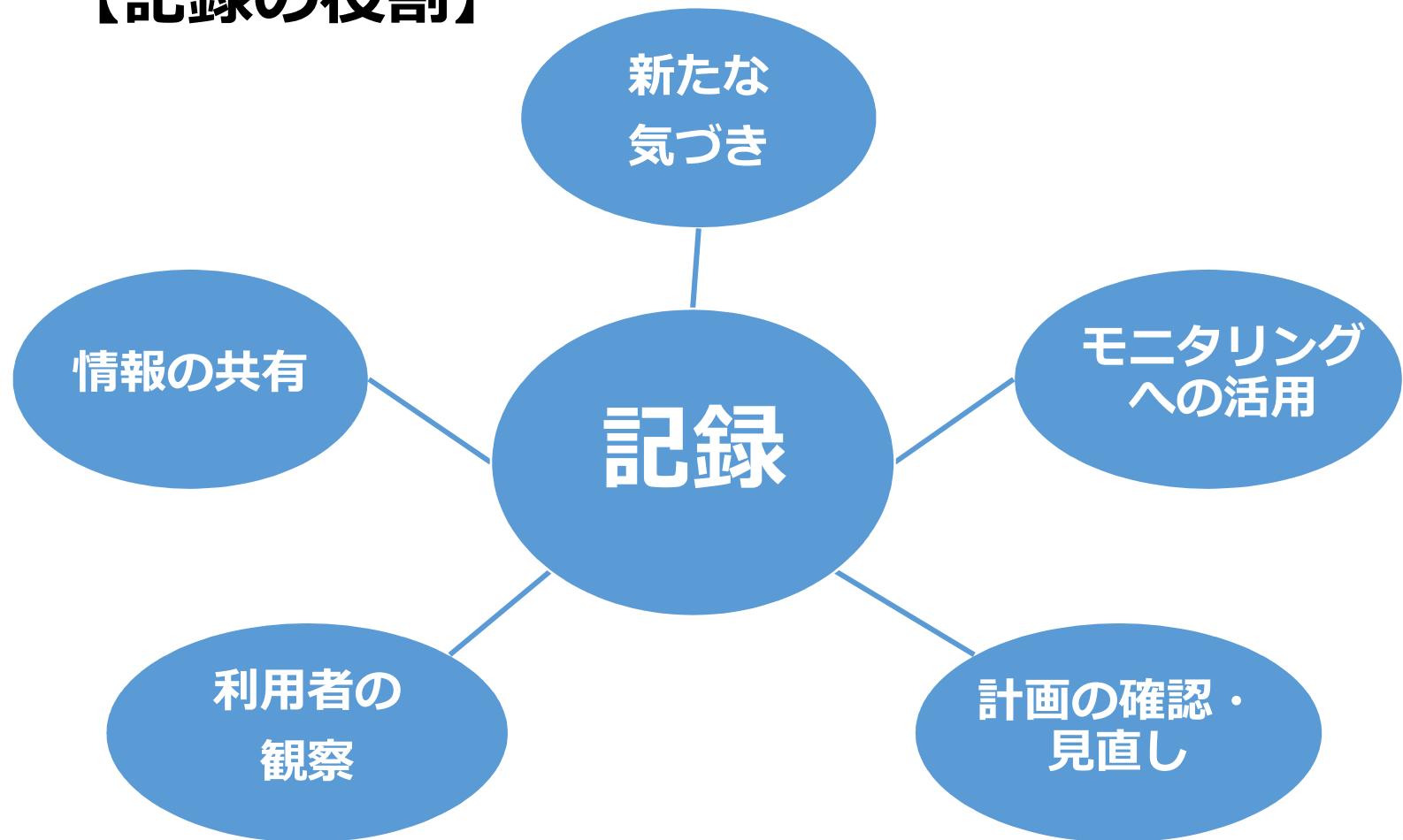


1. サービスを提供したことの証明

2. (計画の見直しの際) 利用者の個別の事情を反映させるための情報源

◆サービス提供の記録②

【記録の役割】



◆サービスの提供の記録③

記録上、明確にすべき事項

【5W1H】

- ・いつ (When)
- ・どこで (Where)
- ・誰が (Who)
- ・何を (What)
- ・なぜ (Why)
- ・どのように (How)

整理して記載すべき事項

【客観的事実】

- ・利用者が発した言葉
- ・利用者の様子

【主観的事項】

- ・専門職としての意見や見解など

◆行政への事故報告

【市への報告が必要な事故の範囲】

- ① サービスの提供による、利用者の負傷又は死亡事故の発生
※原則として、外部の医療機関で受診を要したもの
(事業者側の過失の有無を問わない)
- ② 食中毒及び感染症、結核の発生
- ③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- ④ 誤薬、与薬もれ等
- ⑤ 離設・行方不明等
- ⑥ その他、報告が必要と認められる事故の発生

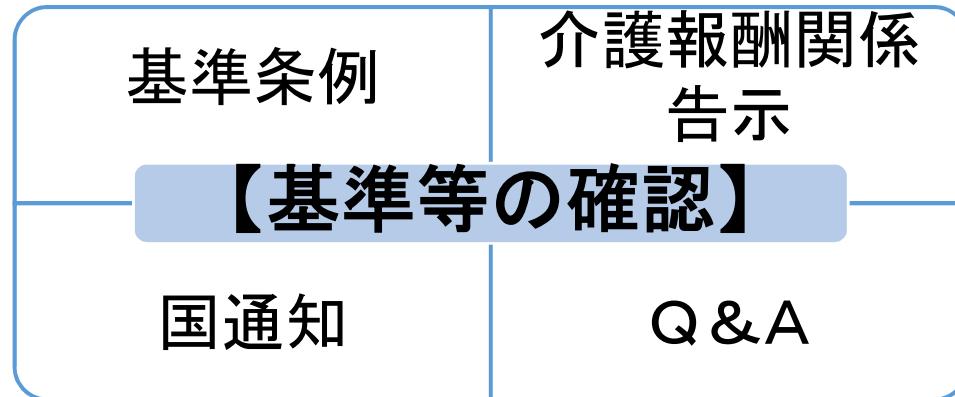
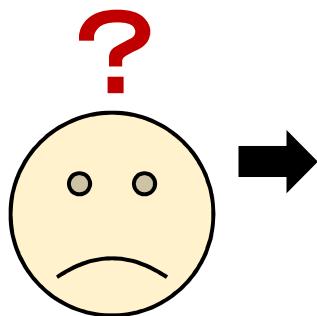
※ 事故発生後、**1週間以内**に電子フォームにて提出すること。
※ 死亡事故、感染症、職員の不祥事及びその他の重大事故については、事故後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついでから、事故報告書を提出すること。

川崎市 事故報告

検索 



◆川崎市に寄せられる質問



基準等を確認してもわからない

or

この解説で合っているか？

市へオンライン手続かわさき（電子申請）
「介護サービス事業所の運営、給付等に関するお問い合わせ」
にて御質問ください

川崎市 介護報酬 問い合わせ

検索

◆メール配信サービス

【メール配信サービスへの登録のお願い】

介護保険制度運営等に関する様々な川崎市からのお知らせは、すべてメール配信にて連絡しています。

メール配信サービスについて、未登録の場合は、以下の両サービスへ登録をお願いします。

1. かわさきメール配信サービス
2. かながわ福祉サービス振興会のメール配信サービス

セミナーは以上で終了です。

御清聴ありがとうございました。

